

公益財団法人大分県産業創造機構 情報セキュリティ基本方針

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、当機構）は、保有する情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から保護し、会員並びに県内産業の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき機構全体で情報セキュリティに取り組みます。

1. 理事会の責任

当機構は、理事会主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 機構内体制の整備

当機構は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を機構内の正式な規則として定めます。

3. 職員の取組み

当機構の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当機構は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、会員並びに企業の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当機構は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2024年6月11日

公益財団法人大分県産業創造機構
理事長 吉村 恭彰